

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種法による予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、予防接種法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

〈ひたちなか市におけるリスクに対する措置〉

- ・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。
- ・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。
- ・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワードによりアクセス制御している。
- ・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており、サーバを設置している部屋については入退室管理を行っている。
- ・適宜データのバックアップを行い、遠隔地保管を行っている。
- ・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。
- ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。
- ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種法による予防接種に関する事務
②事務の概要	ひたちなか市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、予防接種の実施その他必要な措置に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項に規定する予防接種の実施に関する事務 2 法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3 法第6条第4項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4 法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6 法第28条の実費の徴収に関する事務 7 法施行規則附則第18条の2の予防接種証明書の交付に関する事務 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、EUCシステム

2. 特定個人情報ファイル名

住民健診ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の25、27、28及び29の項、第27条、第29条、第30条並びに第31条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25及び26の項、第27条並びに第28条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康推進課 茨城県ひたちなか市松戸町1丁目14番1号 029-276-5222
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書及び重点項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か

[特に力を入れている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手)

[]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	ひたちなか市は、予防接種法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	ひたちなか市は、予防接種法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2、17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の16の2及び16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理的破壊を行っている。 ・入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。 ・特定個人情報記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記憶媒体を物理的に破壊する。 ・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱い事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、予防接種の実施その他必要な措置に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項に規定する予防接種の実施に関する事務 2 法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3 法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4 法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務	ひたちなか市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、予防接種の実施その他必要な措置に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項に規定する予防接種の実施に関する事務 2 法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3 法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4 法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、予防接種の実施その他必要な措置に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項に規定する予防接種の実施に関する事務 2 法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3 法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4 法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6 法第28条の実費の徴収に関する事務 7 法施行規則附則第18条の2の予防接種証明書交付に関する事務	ひたちなか市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、予防接種の実施その他必要な措置に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項に規定する予防接種の実施に関する事務 2 法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3 法第6条第4項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4 法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6 法第28条の実費の徴収に関する事務 7 法施行規則附則第18条の2の予防接種証明書交付に関する事務 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における「ワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ)」 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象者数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部健康推進課	保健福祉部健康推進課	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉部健康推進課 茨城県ひたちなか市松戸町1丁目14番1号 029-276-5222	保健福祉部健康推進課 茨城県ひたちなか市松戸町1丁目14番1号 029-276-5222	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひたちなか市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、予防接種の実施その他必要な措置に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項に規定する予防接種の実施に関する事務 2 法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3 法第6条第4項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4 法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6 法第28条の実費の徴収に関する事務 7 法施行規則附則第18条の2の予防接種証明書交付に関する事務 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を	ひたちなか市は、予防接種法(昭和23年法律第68号。以下「法」という。)に基づき、予防接種の実施その他必要な措置に関する事務を行っている。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項に規定する予防接種の実施に関する事務 2 法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 3 法第6条第4項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 4 法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 6 法第28条の実費の徴収に関する事務 7 法施行規則附則第18条の2の予防接種証明書交付に関する事務 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム（VRS）、EUCシステム	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	・番号法第9条第1項 別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第2の16の2、17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第12条の2、第12条の3、第13条及び第13条の2（特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2及び16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2及び第12条の2の2	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表の25、27、28及び29の項、第27条、第29条、第30条並びに第31条（特定個人情報の提供） ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の25及び26の項、第27条並びに第28条	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。 また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	事後	